失踪宣告

平成２９年（家）第２７０号
本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目249番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目249番地
不在者　藤田百合子
大正11年７月24日生
平成29年12月２日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

平成２８年（家）第９８９号
本籍千葉県習志野市東習志野８丁目30番、最後の住所千葉県習志野市東習志野８丁目30番１―420号
不在者　鰺坂　正昭
昭和38年４月21日生
平成29年12月１日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第９０４号
本籍東京都八王子市元本郷町４丁目52番地、最後の住所東京都八王子市元本郷町１丁目11番７号　松本方
不在者　豊住　一浩
昭和37年２月10日生
平成29年12月２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２０６号
本籍富山県下新川郡入善町入膳5754番地52、最後の住所富山県下新川郡入善町入膳5754番地52
不在者　岸　　珠子
昭和22年12月20日生
平成29年12月２日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所魚津支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１２８号
本籍静岡県熱海市伊豆山644番地、最後の住所静岡県沼津市今沢642番地の４市営今沢団地Ａ６―308
不在者　千葉　まき
昭和13年１月10日生
平成29年12月５日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

平成２９年（家）第５６号
本籍兵庫県川西市鴬の森町175番地、最後の住所Av. Raul Scalabrini Ortiz 3282 piso 9, (1425) Barrio Palermo-Capital Federal, Argentina
不在者　津田　幹夫
昭和３年８月21日生
平成29年12月２日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２２２号
本籍兵庫県西脇市和布町56番地、最後の住所兵庫県西脇市和布町56番地
不在者　内橋　敏雄
昭和16年10月30日生
平成29年12月２日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所社支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１６０号
本籍福岡県飯塚市目尾1104番地、最後の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸535番地の３
不在者　野口和歌子
昭和39年３月10日生
平成29年12月１日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第５７７２号
本籍さいたま市北区宮原町１丁目334番地、住所東京都足立区東和３－５―24―202
申立人（失踪者）　平野　光広
昭和32年１月３日生
平成29年12月７日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第５８号
本籍岡山県勝田郡勝北町安井865番地の１、住所静岡県伊東市吉田747―120
申立人（失踪者）　生田　丹三
昭和13年２月25日生
平成29年12月５日失踪宣告取消審判確定
静岡家庭裁判所熱海出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第１９６０号
本籍名古屋市中区大須１丁目２番、住所名古屋市中村区名駅南３丁目４番26号
失踪者　石塚　孝行
昭和27年６月14日生
平成29年12月７日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第６８１号
本籍山口県防府市栄町２丁目1168番地７、住所広島市南区東雲本町１丁目10―28―203
申立人（失踪者）　板村　　明
昭和25年11月25日生
平成29年12月１日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２９年（ヘ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記の権利は失権する。
東京都町田市小山町1276番地
申立人　萩原　ヨネ
申立人手続代理人弁護士　草薙　一郎
権利の届出の終期　平成29年11月30日
平成29年12月４日　　大田原簡易裁判所
（別紙）　目　録
次の１(1)ないし(3)の各土地の２(1)ないし(3)の各仮登記の権利
１(1)土地　那須塩原市戸田字那須東原597番10
山林　58平方メートル
(2)土地　那須塩原市戸田字那須東原597番23
山林　816平方メートル
(3)土地　那須塩原市戸田字那須東原597番24
山林　777平方メートル
２(1)登記年月日番号　宇都宮地方法務局大田原支局昭和42年８月28日受付第5037号
登記した権利の内容
登記の目的　所有権移転請求権仮登記
原因　昭和42年８月28日代物弁済予約
権利者　福岡市須崎町13番12号
永松　英策
(2)登記年月日番号　宇都宮地方法務局大田原支局昭和42年８月28日受付第5038号
登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定仮登記
原因　昭和42年８月28日金銭消費貸借同日設定
債権額　金150万円
利息　日歩４銭１厘
利息発生期　昭和42年８月28日（１(1)の土地のみ）
損害金　日歩８銭２厘
債務者　埼玉県入間郡富士見町大字鶴馬3665番地
佐野　眞二
権利者　福岡市須崎町13番12号
永松　英策
(3)登記年月日番号　宇都宮地方法務局大田原支局昭和42年８月28日受付第5039号
登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定仮登記
原因　昭和42年８月28日設定
借賃　１平方メートル１月３円
支払期　毎月末日
存続期間　契約日から３年
権利者　福岡市須崎町13番12号
永松　英策

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２５４３号
横浜市鶴見区栄町通１丁目２番地の８
債務者　有限会社白鳥工業所
特別代理人　石川　裕一
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　正之
４　破産債権の届出期間　平成30年１月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後２時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４１号
神奈川県小田原市東町１丁目７番20号
債務者　ヒラニューマテック株式会社
代表者代表取締役　平沼　才久
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　　謙
４　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時20分
横浜地方裁判所小田原支部民事部